

# 初診時・再診時の選定療養費について

～令和4年度診療報酬改定によるお知らせ～

平成28年4月の健康保険法の改正により、「医療機関の機能分担」の推進を図るため、他の保険医療機関等からの紹介状なしで当院を受診する場合は、定額負担額を患者さんにお支払いいただいております（選定療養費の義務化）。

その定額負担額について、令和4年4月の診療報酬改定に伴い、引き上げられました。当院では令和4年10月より、初診時・再診時の選定療養費を以下のとおり徴収させていただきます。

初診時	<b>8,800円</b> ・他の保険医療機関等からの紹介状なしで初診で受診した場合 (医師が医学的に初診と判断した場合を含む)
再診時	<b>3,300円</b> ・当院が逆紹介を行ったにもかかわらず、当院を受診した場合 ・病状が安定している場合やその他の事由で当院が他の病院又は診療所に紹介することが適当と認め逆紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、当院を受診した場合

次の場合は選定療養費のご負担はありません。

- ・他院からの紹介状を持参した場合
- ・当院の他の診療科から院内紹介されて受診する場合
- ・医科と歯科との間で院内紹介した場合
- ・特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示があった場合
- ・救急医療事業、周産期事業等における休日夜間受診した場合
- ・外来受診後そのまま入院となった場合
- ・治験協力の場合
- ・災害により被害を受けた場合
- ・公費負担の対象、労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の場合
- ・その他、当院が直接受診する必要性を特に認めた場合